



広報

かみかわ

7

2025 No.236

人の動き

■ 2025年5月31日現在（外国人含む）

人口 10,046 男 4,773 女 5,273 先月比（男 +13 女 -6）

■ 5月中の異動（人） 転入 46 転出 21 出生 2 死亡 20

★トライやる

ウィーク★



- P 2 かみかわ夏まつり
- P 3 神河町職員募集(令和8年度4月採用)
- P 4 財政状況をお知らせします
- P 7 国民健康保険税の税率・税額を改定しました
- P 8 後期高齢者医療制度のお知らせ

- P15 参議院議員通常選挙が執行されます
- P17 まちの話題
- P24 すこやか情報
- P26 公民館へ行こう
- P28 暮らしの情報

2025 July

かみかわ

NEWS

1

神河町20th anniversary

第18回 かみかわ夏まつり

時 8月2日(土) 18時30分～

※雨天順延8月3日(日)

場 神崎小学校グラウンド

★ 今年のテーマ ★ 「チャレンジ！」

夏まつりが子どもたちの良きふるさとの思い出となることを目的に、第18回かみかわ夏まつりを開催します。みんなで一緒に、神河の夏まつりを大いに盛り上げましょう!!
皆さまのご参加とご協力をお願いします。

花火基金 一口 1,000円

夏まつりを楽しみにしている子どもたちのために、一発でも多くの花火を打ち上げたいと思います。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

受付内容 一口、1,000円

受付期間 8月2日(土)夏まつり当日まで

受付場所 ひと・まち・みらい課(寺前64番地)
神崎支庁舎
町内の各金融機関
※当日は夏まつり会場にて受付

☆8月1日(金)までにご入金
いただいた方につきましては、ケーブルテレビ夏まつり生放送のエンディングでテロップにより名前の紹介をします。

笑顔の写真大募集!

町民の皆さまのとびきりの笑顔の写真を募集します。提供頂いた写真は当日会場内プロジェクター映像でご紹介させていただきます。年齢・性別は問いませんので多数の方々のご応募をお待ちしています。

提出方法 データ形式(郵送、データを持参、ホームページ、メール)での提出をお願いします。

受付期間 7月18日(金)まで

受付場所 ひと・まち・みらい課(寺前64番地)

申・問 かみかわ夏まつり運営委員会事務局(ひと・まち・みらい課) ☎34-0971
E-mail : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

2025 July
かみかわ
NEWS

2

キラリと
光るまちに
するために



神河町職員募集 令和8年4月採用



受付期間 **7月7日(月)から8月1日(金)まで**

※8時30分から17時15分まで。土日祝除く。

問 総務課 ☎34-0001

職種(区分)	採用予定人数	受験資格
事務職	3名程度	平成8年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上を卒業した人 または令和8年3月に高等学校、大学等卒業見込みの人
保健師	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人 または令和8年3月に取得見込みの人

◎試験日・場所(全職種共通)

- 【1次試験】 9月21日(日) 福崎町保健センター(福崎町西田原1397-1)
- 【1次試験合格発表】 10月上旬
- 【2次試験】 10月下旬 ※日時および場所等については、1次試験合格者に通知します。
- 【2次試験合格発表】 11月上旬

◎選考方法

- 【1次試験】 教養試験/作文試験/職場適応性検査
- 【2次試験】 集団討論および個別面接による口述試験

◎初任給

- ・大学卒業者(4年制) 213,600円
- ・短期大学卒業者(2年制) 201,000円
- ・高等学校卒業者 188,000円

※現在の標準的な初任給月額です。経歴等に応じて加算される場合があります。

◎1次試験の方法

- ① 教養試験は、高等学校卒業程度の一般教養について試験を行います。
- ② 作文試験は、初級公務員として必要な知識および表現力について試験を行います。
- ③ 職場適応性検査は、公務員としての職業生活への適応性について検査を行います。

◎受験手続

申込用紙は7月1日(火)から役場総務課で交付します。なお、申込用紙を郵便で請求する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号)を必ず同封してください。

※Eメールでの受付も行いますので、詳しくはHPをご覧ください。



令和6年度下半期の

財政状況をお知らせします

人口10,056人 世帯数 4,206世帯（令和7年3月31日現在）

2025 July

かみかわ
NEWS

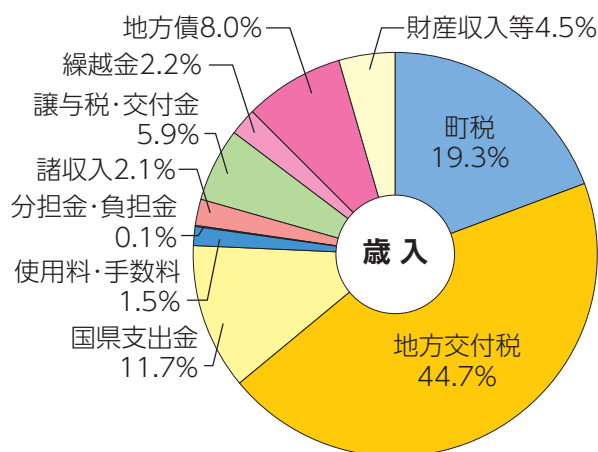
3

神河町の収入や支出の状況がどうなっているか皆さまに知っていただくため、令和6年度
の下半期（令和6年10月1日から令和7年3月31日）の執行状況をお知らせします。

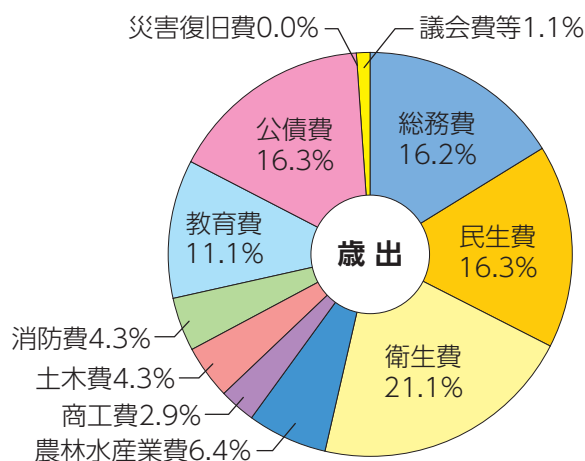
令和7年3月31日現在の予算額ならびに執行済額は次のとおりです。（令和5年度からの
繰越明許費を含む。）

問 総務課 ☎34-0001

一般会計 108億1,433万円（内7億7,506万円は繰越分）

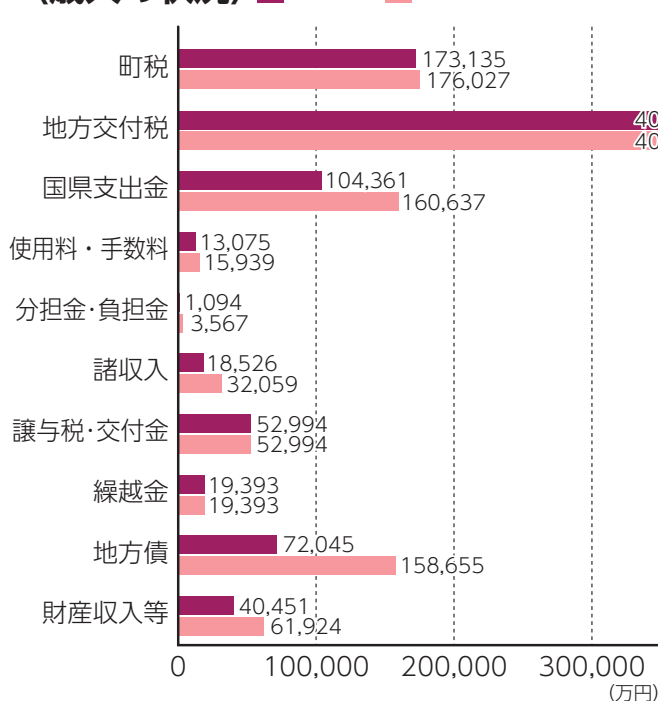


◎収入済額 89億5,311万円
◎予算に対する執行率 82.8%

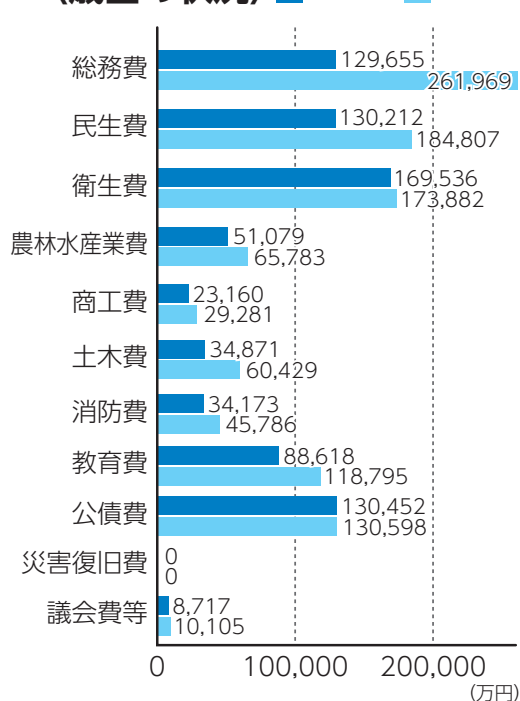


◎支出済額 80億473万円
◎予算に対する執行率 74.0%

〈歳入の状況〉



〈歳出の状況〉



特 別 会 計

会 計 名	区分	予算額	執行済額	執行率%	5年度決算額
ケアステーション事業	歳入	9,696万円	9,290万円	95.8	7,330万円
	歳出	9,696万円	7,980万円	82.3	6,136万円
産業廃棄物処理事業	歳入	5,262万円	2,034万円	38.7	5,162万円
	歳出	5,262万円	5,553万円	105.5	5,162万円
寺前地区振興基金	歳入	296万円	145万円	49.0	2,846万円
	歳出	296万円	145万円	49.0	2,846万円
長谷地区振興基金	歳入	736万円	704万円	95.7	646万円
	歳出	736万円	704万円	95.7	646万円
国民健康保険事業	歳入	13億2,712万円	10億9,700万円	82.7	13億8,266万円
	歳出	13億2,712万円	11億6,612万円	87.9	13億5,363万円
後期高齢者医療事業	歳入	2億1,973万円	2億904万円	95.1	1億9,817万円
	歳出	2億1,973万円	1億8,264万円	83.1	1億9,773万円
介護保険事業	歳入	15億6,834万円	12億9,859万円	82.8	15億3,059万円
	歳出	15億6,834万円	13億9,106万円	88.7	15億3,198万円
土地開発事業	歳入	8,777万円	5,786万円	65.9	5,780万円
	歳出	8,777万円	31万円	0.4	8,771万円
訪問看護事業	歳入	1億5,489万円	1億3,479万円	87.0	1億5,186万円
	歳出	1億5,489万円	1億1,579万円	74.8	1億1,556万円

※ケアステーション事業特別会計は介護療育支援事業特別会計から名称変更。
浄化槽事業特別会計は下水道事業会計へ移行。

企 業 会 計

会 計 名	区分	予算額	執行済額	執行率%	5年度決算額
水道事業	歳入	4億1,408万円	4億1,567万円	100.4	4億1,592万円
	歳出	4億1,408万円	3億8,231万円	92.3	4億678万円
下水道事業	歳入	6億3,790万円	6億3,801万円	100.0	6億1,320万円
	歳出	6億3,790万円	6億2,619万円	98.2	5億3,158万円
神崎総合病院事業	歳入	34億8,247万円	31億7,735万円	91.2	32億4,740万円
	歳出	37億3,515万円	34億8,545万円	93.3	34億1,667万円

※企業会計は、収益的収支額（消費税込）のみを計上しています。

町有財産の状況（一般会計）

☆土地	1,423,135㎡
☆建物	86,332㎡
☆有価証券	4,960万円
☆出資による権利	26,922万円
☆公営企業会計への出資	42億5,872万円
☆債権	2億4,501万円
☆基金	37億4,170万円
☆物品（車両）	89台
☆物品（可搬式小型動力ポンプ）	11台

町民一人当たりの予算額（一般会計）

人口 10,056 人（令和7年3月31日現在）
令和6年度 108万円 令和5年度 95万円

町債（借入金）の残高

☆普通会計分	112億 644万円
☆水道会計分	24億4,496万円
☆下水道会計分	35億6,109万円
☆神崎総合病院分	31億2,547万円
合 計	203億3,796万円
◎町民一人当たりの額 （昨年同期 約198万円）	約202万円

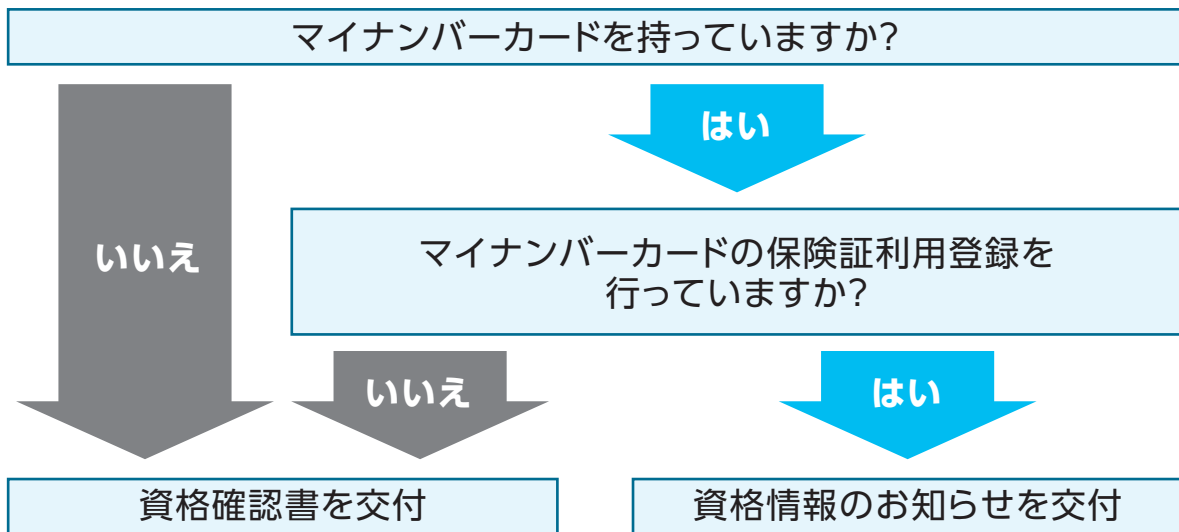
国民健康保険加入の皆さまへ

問 保険の資格に関すること 住民生活課 ☎ 34-0962
保険税に関すること 税 務 課 ☎ 34-0961

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

現在、交付しています「被保険者証」、「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の有効期限は7月31日です。新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を世帯ごとに封筒に入れて7月下旬に郵送します。なお、「資格確認書」および70歳以上の方に交付する「資格情報のお知らせ」の有効期限は、令和8年7月31日までの1年間となります。ただし、70歳未満の方に交付する「資格情報のお知らせ」には原則有効期限はありません。

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」は下記フローチャートに沿って交付予定です。



国民健康保険からのお知らせとお願い

限度額適用（標準負担額減額）認定証

保険内診療分の支払額が入院等で高額になる場合、事前に認定証の交付を受けて医療機関等に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降、この認定証が必要となる方は申請が必要です。

※マイナ保険証で受診すれば、認定証がなくても限度額を超える支払いが免除されます。

特定疾病療養受療証

70歳未満の特定疾病療養受療証をお持ちの方の有効期限は7月31日です。

新しい受療証は7月下旬に郵送します。

古い被保険者証等

古い被保険者証等は、役場にご返却いただくか、各自で責任を持ってハサミを入れるなど、氏名・住所等がわからないようにして破棄してください。

こんな時は必ず届け出が必要です

- ・社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合（退職、会社の保険の扶養を外れたとき等）
- ・社会保険等に加入して国民健康保険を脱退する場合（就職、会社の保険の扶養になったとき等）

その他

国民健康保険に関する届出（資格の取得喪失や認定証の申請など）をされる際には、マイナンバーの申告と本人確認が必要となります。世帯主と資格異動や申請の対象となる被保険者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等）、申請に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。

制度の詳細については、一緒に送付されるパンフレットをご参照いただくか、上記問合せ先までお問い合わせください。



国民健康保険税の税率・税額を改定しました

問 税務課 国民健康保険税係 ☎34-0961

令和7年度の納税通知書は7月中旬に送付します

令和7年度国民健康保険税の税率・税額を次のとおり改定しました。
国民健康保険加入者の高齢化や減少により、安定した財政運営が困難になってきており、各市町単独で運営していた制度を県が一体（共同保険者）となって運営することにより制度の安定化を目指しています。
各市町の保険税率が兵庫県下で統一（令和12年度には完全統一）されることを受け、令和5年度から段階的に税率を改定しています。

【令和7年度の税率・税額】

区 分	内 容	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分(※)
①所得割	世帯内の加入者1人ずつについて計算 (令和6年中の所得－基礎控除43万円×右の税率)	6.83%	2.98%	2.60%
②均等割	世帯内の加入者数に応じて計算 (加入者数×右の税額)	26,900円	11,500円	11,800円
③平等割	1世帯につき右の税額	18,900円	8,000円	5,900円
賦課限度額	1世帯の保険税賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円

(※)介護保険分は40歳以上65歳未満の方のみ

【保険税計算方法】

年間保険税 = ①医療保険分 + ②後期高齢者支援金分 + ③介護保険分

*国民健康保険税には3つの区分があります

医 療 保 険 分	加入者の皆さまの医療費の支払いの基礎となる部分
後 期 高 齢 者 支 援 分	75歳以上の方の医療費の支払いを支えるための部分
介 護 分	40歳以上の方の介護サービス費用の支払いを支えるための部分 *40歳以上65歳未満の加入者のみ課税されます *65歳以上の加入者は、介護保険料として支払っていただきます

軽減措置が拡充されました

世帯主と国民健康保険加入者および特定同一世帯所属者(※1)の令和6年中の所得が下表の所得基準を下回る世帯は、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。(加入者が未就学児の場合は、均等割額が2分の1になります。)

申告をされていない世帯は軽減措置が適用できません。所得がなくても所得がない旨の申告をしてください。国民健康保険加入者で19歳以上の方(平成18年1月1日以前生まれの方)は学生でも申告が必要です。

なお、該当される世帯については、軽減後の金額でお知らせします。

軽減割合	所 得 基 準
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※2)－1)
5割軽減	43万円+ 30.5万円 ×加入者数(※1含む)+10万円×(給与所得者等の数－1)
2割軽減	43万円+ 56万円 ×加入者数(※1含む)+10万円×(給与所得者等の数－1)

(※1)特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した後も、継続して同一の世帯に属する方。

(※2)給与所得者等…給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方、65歳以上:公的年金等の収入が125万円を超える方)

***保険税の軽減措置等については、7月中旬に国民健康保険に加入されている世帯に送付する納税通知書に同封しますチラシをご覧ください。**



後期高齢者医療制度のお知らせ

問 住民生活課 ☎34-0962

兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021

① 保険料額決定通知書を送付します

令和7年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料額(年額)は、皆さまが等しく負担する「均等割額(52,791円)」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

なお、保険料額(年額)の上限は80万円です。

所得の低い方の軽減措置

- ①同一世帯内の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額などの合計額が一定基準以下の場合、均等割額が2割～最大7割まで軽減されます。
- ②制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

保険料のお支払い方法(2通り)

- ①特別徴収…年金からの天引き
- ②普通徴収…納付書または口座振替(7月から翌年3月まで毎月納付)
※特別徴収が優先されますが、新たに加入されてから約半年は普通徴収になります。
※お支払い方法は通知書でご確認ください。

② 新しい資格確認書を7月中旬に送付します

75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳以上の方に交付する後期高齢者医療資格確認書(以下、資格確認書)の更新は、毎年8月1日です。7月中旬に新しい資格確認書を送付しますので、8月1日からは新しい資格確認書もしくはマイナ保険証(保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を医療機関等の窓口で提示してください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和6年中の所得により算出された令和7年度の住民税課税所得額と令和6年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

③ 自己負担限度額区分を併記した資格確認書

入院や外来等での支払いが高額になる場合、マイナ保険証を提示してオンライン資格確認を受けるか自己負担限度額区分を併記した資格確認書を医療機関等の窓口で提示することにより、医療機関ごとに1ヵ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた自己負担限度額までとなります。

現在、限度額適用(標準負担額減額)認定証もしくは自己負担限度額区分を併記した資格確認書をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい自己負担限度額区分を併記した資格確認書を送付します。

新たに交付を希望される場合は、役場住民生活課または神崎支庁舎健康福祉課に申請してください。
※マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降は、現行の限度額適用(標準負担額減額)認定証は廃止され、マイナ保険証でのオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行しました。

詳細については、資格確認書と一緒に送付されるパンフレットをご覧ください。上記のお問合せ先までご連絡ください。



介護保険負担割合証、負担限度額認定証の更新時期です

問 健康福祉課 介護保険係 ☎32-2421

① 要介護認定を受けられている方に、新しい負担割合証を送付します

現在、介護認定を受けておられる方に負担割合証(びわ色)を発行していますが、7月31日で有効期限が切れるため、7月下旬に新しい証を送付します。自己負担は本人等の所得に応じて1～3割となります。新しい負担割合証が届きましたら、ご利用の介護保険サービス事業所に提示をお願いします。

※介護保険の認定更新中の方については、更新後の介護保険被保険者証(ピンク色)と合わせて送付するため、お手元に届くのが遅くなることがあります。

② 介護保険負担限度額認定証の更新時期です

低所得の方は、申請により介護施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイ利用時の食費・居住費(部屋代)の負担が軽減されます。該当の方には負担限度額認定証(黄緑色)を発行していますが、7月31日で有効期限が切れますので、引き続きサービスを利用される場合は、更新の手続きをお願いします。更新対象となっている方には6月下旬に、更新案内を送付します。

避難行動要支援者名簿に登録しましょう

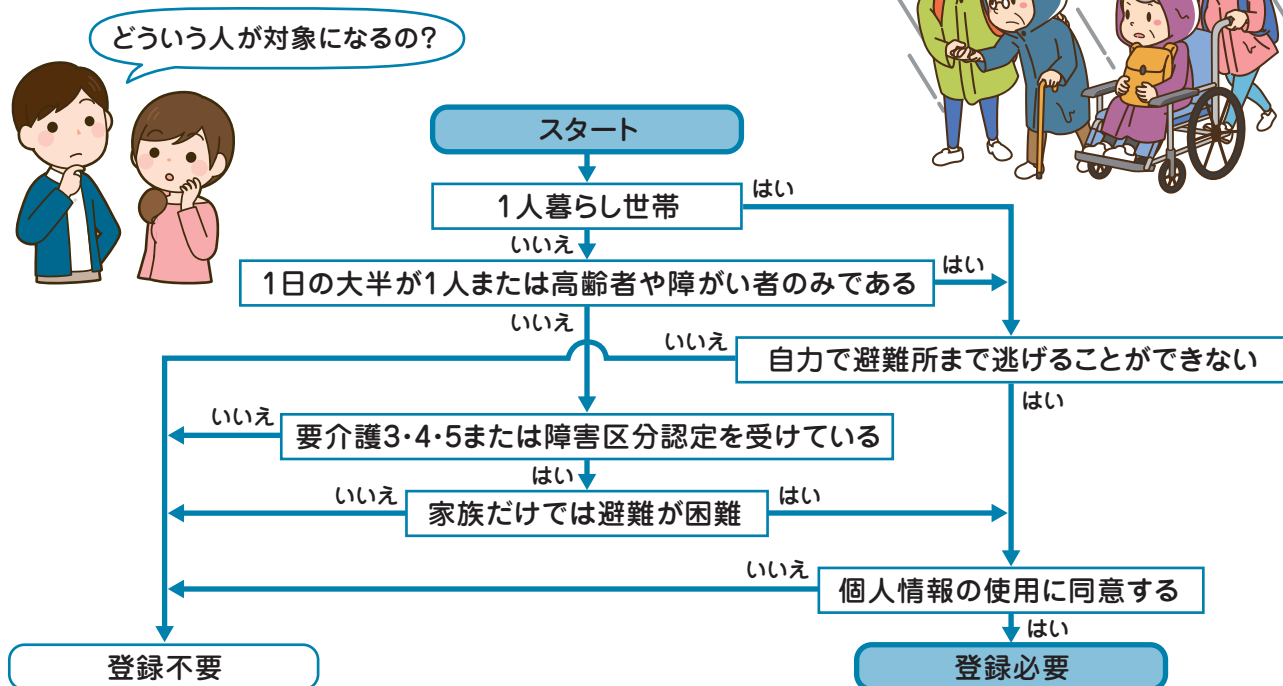
～いざという時、あなたの命を守るために～

問 健康福祉課 ☎32-2421

近年、豪雨災害が各地で起きています。被害を最小限に食い止めるためには、万一の際にどこに、誰とどうやって避難をするか、何を持って逃げるかを決めておくなど、日頃からの準備が大切です。

神河町では、『避難行動要支援者名簿』を整備し、関係機関と情報を共有し、災害時に迅速に支援ができる体制づくりを進めています。この名簿は、健康福祉課が管理し、各地域の自主防災組織、消防団、民生委員が保管します。

詳しくは、健康福祉課までお問合せください。



本人通知制度に登録しませんか

問 住民生活課 ☎34-0962

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者※に交付した場合、事前登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送によりお知らせする制度です。

証明書が不正に取得されると、個人情報の流出にとどまらず、結婚差別や就職差別などの人権侵害をも引き起こす恐れがあります。具体的には、

- ・探偵業者から依頼を受けた行政書士が不正に戸籍謄本を入手し、交際相手の身辺調査に使用された。(兵庫県)
- ・偽造した職務上請求書を使用し、身辺調査のため情報屋(調査会社)を通じて3年間で1万件を超える戸籍・住民票を全国の自治体から不正取得していた。(プライム事件)(東京都)など、多数あります。

本制度をより多くの方に認知していただくことが不正請求の抑止につながります。

※証明書の交付の可否を事前登録者に確認する制度ではありません。

※電話での照会はできません。

※第三者とは…

- ・住民票の写し:同一世帯に属する方以外
 - ・戸籍謄抄本、附票:本人とその配偶者、直系の方以外
- 個人、法人、八士業(弁護士、司法書士など)をさします。(国または地方公共団体の機関などを除きます。)



通知を希望する方は事前に登録が必要です

受付場所 役場本庁住民生活課・神崎支庁舎

登録できる方 神河町に住民票または戸籍がある方 ※除籍者なども含む

- 必要書類**
- ・本人通知制度登録申出書(役場本庁住民生活課および神崎支庁舎にあります)
 - ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など写真付きのもの)
 - ・代理申請の場合は委任状と来庁者の本人確認書類

戸籍のフリガナ制度について

問 住民生活課 ☎34-0962

戸籍法の改正により、5月26日から戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになりました。

本籍地の市区町村から「フリガナの通知」が、原則として戸籍の筆頭者宛に郵送されます。神河町に本籍のある方への発送は8月後半の予定です。通知のフリガナが誤っている場合は、通知と本人確認書類を持参して、令和8年5月25日までに住民生活課まで届出手続きにお越しください。フリガナが正しい場合は、届出は不要です。



詳細については、法務省サイト

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>をご覧ください。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

**誤っている場合は
必ず届出をしてください**

戸籍に記載される振仮名の通知書

〇〇県〇〇市長 印

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏の振仮名】

氏	法 務
振仮名	ホウム
氏の振仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名の振仮名】

①	名	太 郎
	振仮名	タロウ
②	名	京 子
	振仮名	キョウコ
③	名	正
	振仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振仮名	ユリ
①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)		



**正しい場合は、届出をしなくても
通知のとおり戸籍に記載されるから
安心だよ！**



認知症を知ろう 認知症の理解 見守り編

問 健康福祉課(地域包括支援センター) ☎32-2421

2024年に施行された認知症基本法の「**新しい認知症観**(※)」に基づき、神河町では「**①認知症とオープンに言えるまち**」「**②認知症をあたたく受け止められるまち**」を目指しています。

今回は見守り編

近所で「ちょっと気になるな」「以前と様子が変わったな」という方はいませんか?今まで出来ていたことが徐々にできにくくなってきた方かもしれません。そこで今回は、地域にお住まいの方々や事業所の皆さまが、日常生活や普段の業務の中で役立つ見守りのポイントをご紹介します。

あなたのまわりに、こんな「人・こと」ありませんか?

身体

- 急にやせた、急に太った
- 不自然な傷やあざがある
- 体臭、尿臭がきつい

服装

- 季節に合っていない
- ひどく汚れている



話しぶり

- 話のつじつまが合わない
- 「死にたい」などと口にする
- 些細なことで怒りだす

道路で

- 道に迷っている
- 意外な場所で見かける



郵便受けなど

- 新聞や郵便物がたまっている
- 牛乳などが配達されたままになっている

金融機関で

- 通帳や財布がないと頻繁に言う
- 銀行などの窓口で手続きができない



ゴミ

- ゴミが家や家の敷地に溢れている



店舗で

- いつも来る人がしばらく来ていない
- 同じものを大量に購入している
- お札ばかりを出したり、支払いを間違えることが多い



(「誰も気づける みまもりナビ」より)

このようなサインに気づいた時、「みまもりナビ」が必要な方は
地区の民生委員児童委員か地域包括支援センター(☎32-2421)へご連絡ください

目指したいのは
「孤立を作らない地域」です。

誰もがちょっと困った時に
「助けて」とSOSを言える
「お互いさま」で支えあえる地域を
作りましょう。



※「**新しい認知症観**」とは

認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方

本人の声を
尊重した



「農地法の申請」、「農振農用地の除外・編入」には 地域計画の変更が必要です

問 農林政策課 ☎34-0960

農業経営基盤強化促進法の改正により、神河町では、概ね10年先を見据えた地域農業の在り方等について、地域の話し合いで明確化した「地域計画」を策定しているところです。

この地域計画の策定に伴い、地域計画内の農地について、「農地法3・4・5条」、「農振農用地からの除外・編入」の申請を行う場合、**事前に地域計画を変更する必要があります。**

「農地法3・4・5条」、「農振農用地からの除外・編入」の手続きには、従来よりも時間を要しますので、お早めに農林政策課(34-0960)までお問合せください。

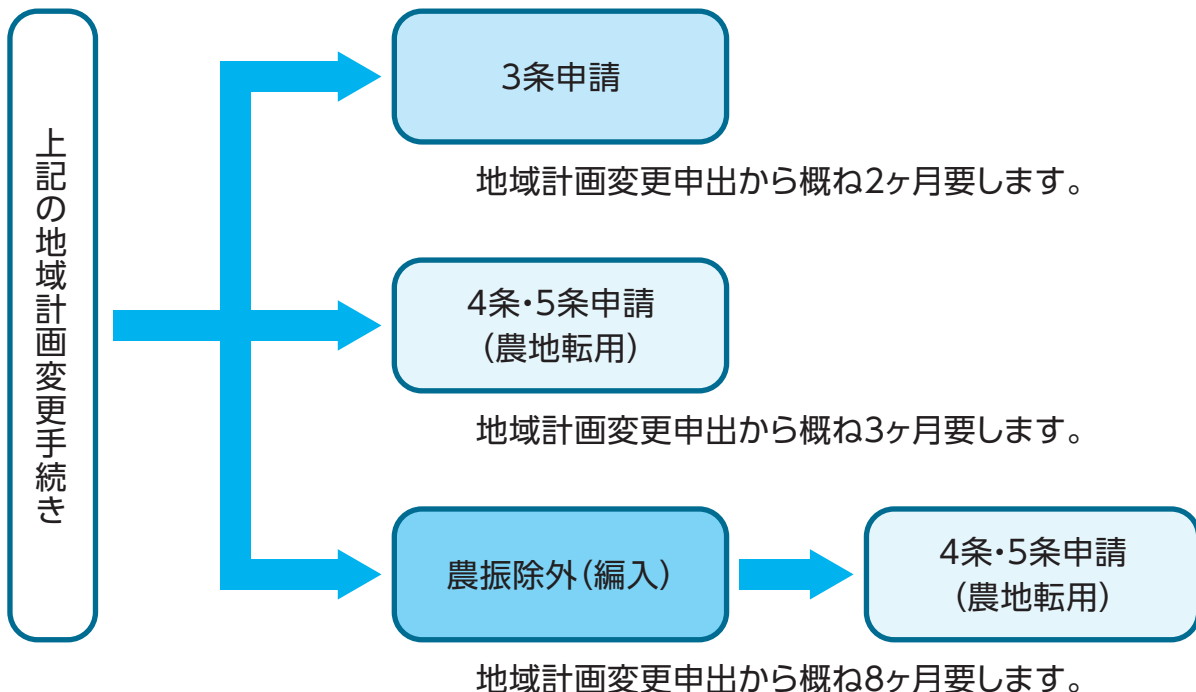


地域計画変更手続きの流れ



地域計画の変更には概ね1ヶ月を要します。

農地転用、農振除外により地域計画を変更する場合



ツキノワグマによる人身事故防止のために

問 農林政策課 ☎34-0960

初夏にかけて、クマの行動域が広がります。
散歩の際や山に入るときは、次のことに充分ご注意ください。

山に入るとき注意事項！

音の出るものを身につける 〔クマに人の存在を知らせる〕

- ・鈴やラジオを携帯する
- ・複数人で話をしながら行動する

山野にゴミを捨てない 〔クマを執着させない〕

- ・弁当の残りや飲料水の容器は必ず持ち帰る

周囲の状況に気を払う

- ・山林内では周囲の状況にも充分注意する
(山菜採りなど夢中になりがち)

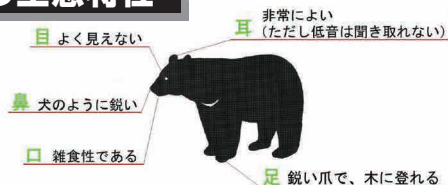
子グマにも注意

- ・子グマでも大変危険
- ・母グマは本能的に子グマを守るため襲ってることがある

それでも出会ってしまったときは

- ・クマを驚かせない
- ・クマに背を向けず、後ずさりして立ち去る

クマの生態特性



- ◆クマは嗅覚、聴覚が特に発達している。
- ◆子グマがいれば、近くに母グマがいる可能性が高い。
- ◆大柄で鈍そうに見えるが、山の中では人間よりも俊敏で、木に登ることもできる。
- ◆夜明け前、夕暮れ時など薄暗い時間帯に行動することが多い。

季節ごとの行動

春：冬眠から目覚める(4月上旬頃)
山菜などを食べる(5月頃)

夏：繁殖(交尾)をする(6～7月頃)
※このころクマの行動域が広がる

秋：冬眠準備のため木の実・果樹などの食べ物を探し回る
※食べ物を求めて人里まで降りてくることあり(柿・栗等)

冬：穴の空いた木や、木の根元に穴を掘り、冬眠する
※一部のメスは、冬眠中に1～2頭出産する

クマを目撃した時は、農林政策課まで連絡願います。

法定外公共物の用途の廃止と買取り手続きについて

問 地籍課 ☎34-0965

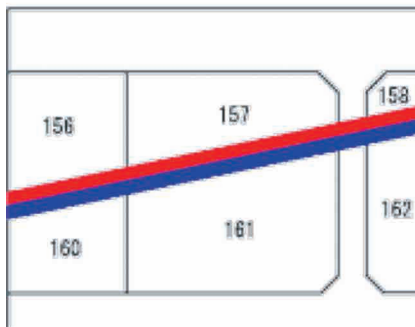
『法定外公共物』とは、道路や河川などの公共物のうち、道路法や河川法等の適用を受けないものを言います。一般的には、里道(赤線)・水路(青線)と呼ばれており、法務局に備え付けの公図などで、「道」「水」と表示されたり、赤色や青色で表示されたりしているものです。

里道や水路などの法定外公共物の中には、法務局の公図等に表示されていても、現況が宅地や田畑の一部になっているものがあります。

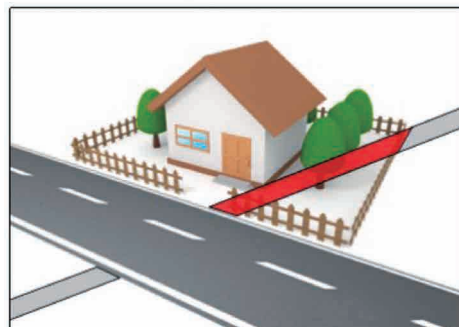
このような場合は、機能が失われた部分の用途を廃止する申請を行ったうえで、その部分の買取り手続きをしていただく必要があります。ただし、公的機能が失われた場合に限りです。

法定外公共物は以前、国の財産でしたが、市町に譲与されたので、申請手続きがしやすくなっています。希望される方は地籍課にご相談ください。

なお、手続きに伴う測量や土地の登記などに要する費用は申請者の負担となります。



(公図等)



(現況)



「夏の交通事故防止運動」実施! 7月15日(火)~24日(木)

問 住民生活課 ☎34-0963

～やさしさと笑顔で走る 兵庫の道～

夏の時期は、休暇等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子どもが増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることから、交通事故の多発が懸念されます。

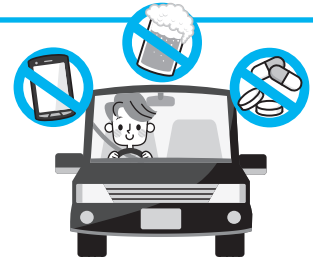
この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

推進 テーマ

- ◎みんなでつくる 通学路の交通安全
- ◎思いやる 気持ちで守る 高齢者

運動 重点

- ◎子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
- ◎安全運転意識の向上と飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ◎自転車等のヘルメット着用と交通ルールの遵守



社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止、 立ち直りを支える地域のチカラ～

問 住民生活課 ☎34-0962

第75回社会を明るくする運動統一標語

「見つめよう ネットじゃなくて 相手の目」

「社会を明るくする運動」は、昭和26年に始まって以来多くの皆様のご協力を得て、今年で75回目を迎えました。犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会の中での「生きづらさ」が存在していることが少なくありません。また、過去の過ちから立ち直ろうとする人々には、十分な時間と地域の中での居場所が必要です。

神崎地区推進委員会では、本年度も、次のような更生保護啓発活動を計画しています。

- ①第75回「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会
7月8日(火) 12:45～(受付) 福崎町 エルデホール 講演会

演題:児童福祉の歴史に学ぶ

一福祉と教育の原点を見つめ直す一

講師:神戸医療未来大学 人間社会学部未来社会学科教授
荒木 実代 氏

昨今、大麻草栽培や特殊詐欺の受け子などの
ニュースを聞くようになりました。

社会学の見地から、少年犯罪についてご講演
いただきます。

- ②駅頭・街頭啓発活動

7月1日(火) 寺前駅・新野駅・マックスバリュ神河店

- ③広報車による広報啓発活動 7月中

- ④防災行政無線放送による啓発活動 7月中

- ⑤強調月間中の「幟旗の掲出」による啓発活動

これらの活動が、安全安心な明るい社会の実現の一助になることを願います。

選挙出前授業を兵庫県立 神崎高等学校で実施

問 総務課 ☎34-0001

神崎高等学校の3年生を対象に、『選挙出前授業』を実施しました。

出前授業は、選挙権年齢が満18歳に引き下げられて以降、町の選挙管理委員会が新有権者となる高校3年生に選挙制度の説明を行っています。

また、生徒自身が選挙について学んだことを発表したり、先生が立候補する模擬選挙で演説を聴いての投票や開票を実際に体験したりして、選挙に対する関心を高めてもらう機会としています。



投票日 7月20日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

第27回参議院議員通常選挙が、7月3日(木)公示、7月20日(日)投開票の日程で執行されます。

尊い一票を無駄にしないよう必ず投票しましょう。

問 神河町選挙管理委員会(総務課) ☎34-0001

期日前投票

投票日当日に、仕事や買い物、レジャーなどの予定がある方は、期日前投票をすることができます。



本庁舎

7月4日(金)～7月19日(土) 16日間
午前8時30分～午後8時00分



神崎支庁舎

7月12日(土)～7月19日(土) 8日間
午前8時30分～午後8時00分



センター長谷

7月16日(水)～7月19日(土) 4日間
午前8時30分～午後5時00分

第27回
参議院議員通常選挙
が執行されます

不在者投票

不在者投票のできる施設に指定されている病院や老人ホームに入院・入所されている方は、その施設において不在者投票をすることができます。

また、神河町に住所を置きながら、学生や勤務の関係で他市町村に滞在されている方も、滞在地の選挙管理委員会(市役所・役場)において不在者投票をすることができます。

この投票は、郵便での取り扱いとなることから、数日間の日数を要しますので、ご希望の方はお早めにご相談いただきますようお願いいたします。

大学生や
単身赴任中の方

郵便等による不在者投票

右記の事由に該当する方は、自宅にいながら郵便による不在者投票ができます。

郵便等投票証明書の交付申請が必要です。お早めにご相談ください。

① 次に該当する身体障害者手帳をお持ちの方

- ◎両下肢、体幹の障害、移動機能の障害…1、2級の方
- ◎心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害…1、3級の方
- ◎免疫、肝臓の障害…1、3級の方

② 介護保険証に要介護状態区分が要介護5である方



食べ盛り応援神河米給付事業の実施について

問 農林政策課 ☎34-0960

神河町では、昨年に引き続き、「食べ盛り応援神河米給付事業」を実施します。給付対象は、町内在住の小中学生の保護者で、児童生徒一人当たり30kgの町内産新米(玄米)を9月下旬に給付する予定です。

この事業の第一の目的は、担い手を中心とする農業者が早生多収米「つきあかり」を作付けし、農繁期の分散と増収による農業経営の安定を図ることにあります。

あわせて、町内産米の消費拡大と、神河町で学び、育つ小中学生に町内産米を給付することで郷土を愛する心を育み、担い手不足に悩む地域農業の継続にもつなげたいと考えており、単に食糧支援として行う事業ではありません。

詳しい内容につきましては、7月上旬に「給付についてのお知らせ」を、また、9月上旬には「給付についての通知」を対象者に送付する予定ですのでご確認ください。



第8回 フードドライブにご協力を!

問 健康福祉課 ☎32-2421

フードドライブとは、ご家庭や職場などで使い切れない、余っている食品や日用品を持ち寄っていただき、福祉団体や子ども食堂、生活に困っているご家庭にお届けするものです。

昨年度たくさんの方から米・野菜・菓子類・缶詰等の食品、調味料、洗剤等の日用品、おむつ等を提供していただきました。

今年度もNPO法人フードバンクはりまと連携し、下記の日程で実施します。皆さまの温かいご支援、ご協力をお願いします。

時 7月25日(金) 9時～16時

7月26日(土) 9時～12時(★土曜日は時間に変更になっています)

場 神崎支庁舎



▲昨年度のフードドライブ

町民グラウンドおよび町民武道場の運営について

問 教育課 ☎34-0212

神崎公民館の閉館に伴い、町民グラウンドおよび町民武道場の施設使用予約およびカギの貸出・返却、その他施設利用に関するお問合せ先は、7月1日以降から右記のとおり変更いたします。ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

今後とも町民グラウンドおよび町民武道場をご活用ください。



	変更前	変更後
施設使用予約の受付先	神崎公民館	役場本庁(教育課)
町民武道場 カギの貸出・返却先	神崎公民館	図書コミュニティ公園「桜空」
町民グラウンド備品倉庫 カギの貸出・返却先	神崎公民館	きらきら館
その他施設利用に関する お問合せ先	神崎公民館	役場本庁(教育課)

